

令和6(2024)年度採用分特別研究員 募集に係る主な変更点と留意点

特別研究員制度では、我が国の学術研究の将来を担う創造性に富んだ研究者の養成・確保を図るため、優れた研究能力を有する若手研究者を特別研究員に採用し、支援を行っています。

特別研究員は、申請書記載の研究計画を行うための研究費として、科学研究費助成事業(特別研究員奨励費)の助成を受けることが可能ですが、特別研究員-PD、DC、RPDについては、令和6(2024)年度採用分より、「特別研究員の申請」に併せて「特別研究員奨励費の応募」を同時に受け付けることといたしました。

以下に、主な見直しの趣旨、内容等を簡潔に解説していますので、ご一読ください。

見直しの趣旨・概要

- ・申請者・研究機関の手続の省力化及び若手研究者が予め研究経費を見据えて研究計画を構築する経験を積むための機会の提供を目的として申請・応募手続を統合。
- ・特別研究員奨励費の公募については、特別研究員の申請と同時に応募書類を受け付けることとし、今回の募集分から追加した特別研究員奨励費の「応募調書」と特別研究員の申請書の研究課題名等、研究計画に記載の内容とあわせ、「研究計画調書」として科学研究費委員会での審査に使用。
- ・特別研究員奨励費については、従来の応募区分に代わり新たな区分を導入。

特別研究員奨励費の令和6(2024)年度公募における見直し後の応募区分

応募区分	申請資格	応募総額		
		研究期間3年	研究期間2年	研究期間1年
A区分	DC	240万円以下	160万円以下	80万円以下
	PD・RPD	300万円以下	200万円以下	100万円以下
B区分	DC	240万円超 450万円以下	160万円超 300万円以下	80万円超 150万円以下
	PD・RPD	300万円超 450万円以下	200万円超 300万円以下	100万円超 150万円以下

- ・特別研究員奨励費を応募するにあたっては、特別研究員の採用期間内において、採用開始年度を初年度として最大3年以内（DC2は最大2年以内）で研究期間を設定し、また自身の研究計画によって必要な区分を選択
- ※RPDについては特別研究員の採用期間が4年度にわたる場合であっても、特別研究員奨励費の研究期間は最大3年以内

特に留意いただきたい点

- ・「特別研究員の申請」と「特別研究員奨励費の応募」を統合したことに伴い、特別研究員の申請時のみ、特別研究員奨励費の応募を受付けます。
- ・採用期間の2年目、3年目に改めて応募することはできません。

令和6(2024)年度採用分の特別研究員の申請書様式の変更点

- ・「特別研究員の申請」と「特別研究員奨励費の応募」を統合したことに伴い、「2. 研究計画」の「(2)研究目的・内容等」欄について、申請者が選択した特別研究員奨励費の応募区分(A区分又はB区分)に応じて記入するよう、記入方法を変更
- ・「2. 研究計画」の別添として、特別研究員奨励費の応募に当たり、「研究経費とその必要性」および「研究費の応募・受入等の状況」を記載する応募調書を追加

【令和6年度採用分の申請書の各項目】

○申請書情報・申請内容ファイル

1. 申請者情報等
2. 研究計画
 - (1) 研究の位置づけ
 - (2) 研究目的・内容等**
3. 人権の保護及び法令等の遵守への対応
4. 研究遂行力の自己分析
 - (1) 研究に関する自身の強み
 - (2) 今後研究者として更なる発展のため必要と考えている要素
5. 目指す研究者像等

○評価書

○特例措置希望理由書 (PDのみ)

○特別研究員奨励費応募調書 (2. 研究計画 別添)

申請者が選択する特別研究員奨励費の応募区分 (A 区分又はB 区分) に応じて、どのような計画で、何を、どこまで明らかにしようとするのか、具体的に記入

特別研究員奨励費の応募に当たり、「研究経費とその必要性」および「研究費の応募・受入等の状況」を記載するもの



【研究計画「研究目的・内容等」】欄

＜応募区分に応じた研究計画のイメージ図＞

（例）DC1で特別研究員奨励費の研究期間が3年の場合

（例）DC2で特別研究員奨励費の研究期間が2年の場合

応募総額240万円以下で行う研究計画
（特別研究員としての研究のベースとなる研究計画）
（※全申請者必須）

A区分

B区分

研究計画上、応募総額240万円を超える必要がある場合のみ、
A区分の研究計画との相違点（追加的に行う研究内容）を簡潔に記入
（※希望者のみ）

応募総額160万円以下で行う研究計画
（特別研究員としての研究のベースとなる研究計画）
（※全申請者必須）

A区分

B区分

研究計画上、応募総額160万円を超える必要がある場合のみ、
A区分の研究計画との相違点（追加的に行う研究内容）を簡潔に記入
（※希望者のみ）

＜A区分＞

- ・ 特別研究員としての研究のベースとなる研究計画であり **全申請者が記入**

＜B区分＞

- ・ 研究計画上、応募総額がA区分の金額を超える必要がある場合のみ、
A区分の研究計画との相違点（追加的に行う研究内容）を簡潔に記入

※A区分とB区分のどちらを選択したかは、特別研究員の選考に係る書面審査において、評価の対象には含まれません。



特別研究員奨励費応募調書の記入方法

「研究者養成事業電子申請システム」より直接入力

※入力の詳細については募集要項や申請書作成要領をご確認ください。



【研究経費とその必要性】欄

- 応募区分

希望する特別研究員奨励費の応募区分（A区分又はB区分）を選択

- 研究期間

特別研究員奨励費を受給する期間（3年度、2年度、1年度）を選択

- 研究経費

※例年、応募金額の誤入力が発生しています。

応募金額単位は千円単位（例：**10万円ならば100千円**）であることに十分注意してください。

※経費については研究計画に必要な研究経費を計上してください。

なお、特別研究員奨励費では直接経費から研究以外の業務に係る経費（バイアウト経費）を支出することはできません。

【研究費の応募・受入等の状況】欄

- 特別研究員奨励費の審査において「研究資金の不合理な重複や過度の集中にならず、研究課題が十分に遂行し得るかどうか」を判断する際に参照
- 特別研究員奨励費以外に応募中の研究費や受入予定の研究費がある場合に入力

